

## 企業法研究 (招待論文)

# ソフトウェア・ライセンスにおける独占禁止法 21 条問題についての一考察 —優越的地位の濫用を例に—

富山大学経済学部教授\* 高田 寛

### 1. はじめに

知的財産を活用する事業者の市場行動が、しばしば独占禁止法上の問題を提起することがある。情報サービス産業の分野もその例外ではない。たとえば、外資系ソフトウェアベンダーのソフトウェアに関する毎年の保守サービス料金の一方的な値上げが続いているが、顕著にその問題を呈していると言えよう。

ベンダーが保守料金の値上げに動く主要な要因の一つに、長期に続く不況により新規にソフトウェアを販売することが難しくなったため、自己の売上および収益を確保するために、毎年定期的に一定の収入をもたらす保守料金を継続的に値上げし、売上および収益を維持しようということが考えられる。

もちろん、ソフトウェアの保守が必要でなければ、ユーザーは保守契約を解約すればよいのだが、保守対象となっているソフトウェアが大規模システムの基幹ソフトウェア、たとえば、データベース・マネジメント・システム (DBMS) (注 1)の場合やミッション・クリティカル (MC) のソフトウェア(注 2)の場合は、ユーザーは安易に保守契約を打切ることができない。なぜなら、これらのソフトウェアの障害は、ユーザーにとって全社的なシステムダウンをもたらし、業務をまったく行うことができなくなる事態を招くおそれがあるからである。たとえば、ネット通販での受注システムや DBMS に障害が発生したら、ネット通販業者はまったくビジネスができなくなる可能性がある(注 3)。

このような背景から、ユーザーはベンダーの一方的な保守料金の値上げに不満があるものの、ベンダーの値上げ要求を受け入れざるを得ないのが現状である。確かに、ユーザーはこのような事態を予測して、事前に契約書上でベンダーの保守料金の値上げに対して一定の歯止めをかけることはできる。しかし、多くの契約書にはこれらに関する記述がなく、またあっても曖昧なものが多い。ベンダーから一方的な大幅値上げの要求があつて初めて、ユーザーは契約書の不備を実感し後悔する。そして、このような一方的な要求をしてくるベンダーへの不信感を募らせることになる(注 4)。

ベンダーの一方的な保守料金の大幅値上げは、交渉によって回避は可能である。しかし

\* 2013 年 4 月 1 日就任予定。

外資系ベンダーの場合、ユーザーの要求をほとんど受け入れず、海外の本社の指示によるものとしてこれらをユーザーに押し付けることが多い。この背景には、ユーザーが使用しているソフトウェアに障害が発生すれば、ユーザーのビジネスにとって致命的な打撃を与えるものになるのでユーザーは受け入れざるを得ないであろうというベンダーの思惑があるのも否めない。

このようなベンダーの市場行動の態様が、独禁法上の優越的地位の濫用に当たるのではないかという問題が提起される。もしそれに当たるとしたら独禁法 21 条をどのように解釈したらよいか、海外の法規制はどうか、法と経済学の観点から見た場合はどうか、また実務的な解決策としてどのようなことが考えられるか。

さらに、近時、新たなコンピュータ・システムの形態としてクラウド・コンピューティングを導入する企業が多いが、従来のオンプレミス型(注 5)の使用形態と比べて、これらの問題の発生の可能性、また発生した場合、ユーザー側にどのような影響があるかも合わせて考察する。

## 2. ソフトウェアベンダーの市場行動の態様

具体的にベンダーの市場行動のうち、独禁法上問題となり得る態様はいかなるものだろうか。以下は、現実に情報サービス産業業界で実際に生じた典型的な市場行動の態様である。

### (1) 保守サービス料の継続的な値上げ

保守料金の一方向的な値上げについてはすでに述べたが、この問題は数年前から顕著になったもので、現在もその状況は変わらない。特に、この問題で損害を被っているのはベンダーの販売代理店である。販売代理店がユーザーにベンダーの保守料金の値上げを通知しても、ユーザーはそれを拒否することが多々ある。しかしながら、いくらユーザーが保守料金の値上げを拒否したとしても、販売代理店はそれを理由にベンダーに保守料金の値上げを拒否することはできない。特に、外資系ベンダーに保守料金の値上げを拒否することは難しく、販売代理店はそれを受け入れざるを得ない。この場合、販売代理店はユーザーに対して保守料金の据え置きをすとしても、ベンダーに対しては値上げされた保守料金のロイヤルティを支払うことになる。

### (2) 保守サービスの打切り

保守料金の値上げのほか、ベンダーによる保守サービスの打切りがある。保守を打切られたユーザーは、そのソフトウェアが安定稼働していても、基幹システムや MC の場合、保守のないソフトウェアを使うということには大きな不安を覚える。またコンピュータのハードウェアやオペレーティング・システムが変更された場合には、ベンダーの保守のないソフトウェアの使用には大きな不安が残る(注 6)。

この保守の突然の打ち切りは、ベンダーも、好んでそうする訳ではなく何らかの理由が存在することが考えられる。その理由は様々であるが、最大の理由はエンジニアの問題である。情報サービス産業の業界は、エンジニアの流動性が高く、エンジニアが同じ企業に長く勤めることはまれであり、優秀なエンジニアは、自分のやりたい仕事のできる企業に移ることが多い。ソフトウェアの技術は人に依存しており、いくら詳細な仕様書があっても、そのソフトウェアをよく知ったエンジニアの知識に勝るものはない。そのようなエンジニアが他社に移動した際には、保守ができる者がベンダーにいなくなるという結果を招くことになり、ベンダーはユーザーの保守の打ち切りを余儀なくされることになる。なお、実際には、ベンダーは保守がもはやできなくなった状態でも、ユーザーの信用を損なうことを恐れ、保守を遂行する能力がないにもかかわらず、契約を続けることもある。この場合、ユーザーのソフトウェアに障害が発生しても、ベンダーは修復する能力がなく、ユーザー側の損害は甚大なものとなることが予想される。

### (3) ベンダーの価格体系の不明瞭性

保守料金だけでなくソフトウェアの価格自体(使用許諾料)が不明瞭である場合がある。その一つの形態として、ソフトウェアの価格がインストール(注7)する対象となるコンピュータの性能によって異なるという価格体系がある(注8)。たとえば、あるユーザーが陳腐化したAというコンピュータを最新のBというコンピュータに変更するとする。Aにはソフトウェアが搭載されており、すでにその使用許諾料は支払われているが、ユーザーがAというコンピュータからBというより性能の高いコンピュータに変えた場合、ベンダーがソフトウェアの価格の差額の支払いをユーザーに要求することがある。すなわち、Aに搭載する場合の使用許諾料が $\alpha$ で、Bに搭載する場合の使用許諾料が $\beta$ であった場合、 $\beta$ と $\alpha$ の差額の支払いをベンダーはユーザーに要求してくることになる。

問題は、使用許諾料の価格がコンピュータの性能によって異なること、および差額の徴収を契約書に記載してあったとしても、Aにソフトウェアを搭載した時点、または契約書を締結した時点では、まだBはこの世に存在していないことである。ベンダーがBに搭載するソフトウェアの価格を、ベンダーの裁量で価格を自由に設定することができることがその不明瞭性の原因となっている。ユーザーは契約締結時点で、将来に発生するソフトウェアの使用許諾料を把握できない。この場合、契約書の文言に基づき、ユーザーはベンダーの価格設定とおりの差額の対価を支払うことになる。

### (4) バージョンアップの問題

ソフトウェアにはバージョンアップはつきものであり、バグフィックス(注9)のほか、ベンダーは、ソフトウェアに機能の向上や追加をして製品としての競争力を高めようとする。このようにソフトウェアがバージョンアップされた場合、契約に基づきベンダーはユーザーに最新のバージョンをインストールするよう要求する。ところが、コンピュータのオペ

レーティング・システム（OS）の変更に対応したバージョンアップ以外のバージョンアップをユーザーが望まないことがある。すなわち、ユーザーにしてみれば、障害がまったくないソフトウェアを機能が向上したとはいえ、いまさら変更する必要はなく、もし変更して何か障害でも出れば大変困るという理由がそこにある。特に、大規模なシステムの一部であるソフトウェアを入れ替えるということは、いつどのような影響が他に出るかわからず、インターフェース上の別の障害を引き起こす可能性もある。このように、たとえユーザーがそのバージョンアップを必要としない場合であっても、ベンダーはユーザーに最新バージョンの使用を強いることがある。

また、ベンダーは旧バージョンの保守を一定期間後に一方的に打切る場合がある。これは、ベンダーとしては、いつまでも古いバージョンを保守していたくないという理由による。保守を提供するには保守ができるエンジニアの確保が必要で、ユーザーの少ない旧バージョンの保守にコストをかけることの非効率性から、旧バージョンの保守を打ち切る場合がある。

この問題は、契約上の合意事項として契約書の記載により回避できるであろう。しかし、実際には、ユーザーは将来の状況を正確に把握することは難しく、またそのような問題が生起することも予見できず、ベンダーの用意した契約書のひな形で契約を締結することが多い。情報サービス産業以外のユーザー企業はなおさらである。

### （5）第三者使用ライセンス料の追加

近時、企業が自社の情報システム部門を分社化し、親会社やグループ企業の情報処理業務を一手に行わせるという情報システム部門のシステム子会社化は多くみられる。このような場合、基本的には契約上の地位移転契約により、契約上の地位を親会社からシステム子会社に移すことになるが、たとえソフトウェアの使用形態が全く同じであったとしても、契約当事者が元のユーザー企業（親会社）からシステム子会社が変わることにより、従前ソフトウェアを使用していた親会社が契約上の第三者となり、システム子会社のライセンスとは別に、第三者使用ライセンス料の支払いをベンダーがユーザーに要求することがある。この場合、契約書上の第三者とは何を意味するのか、また使用とは具体的に何を意味するのか契約書上の文言解釈によってベンダーとユーザーとの間で対立を生むことも実際に起きている。

## 3. クラウド・コンピューティング

数年前からインターネットを利用したクラウド・コンピューティングサービスが急増しているが、ソフトウェアの使用方法は大きく分けて 2 種類ある。一つは従前からのオンプレミス型の使用形態である。これは、ユーザーは独自にコンピュータを調達し、それにソフトウェアをインストールし、ユーザーの管理の下に使用する方法である。一方、クラウド・コンピューティングは、ユーザーがコンピュータを自分で用意せず、インターネット経由

でベンダーのコンピュータやソフトウェアを使用する方法である。このため、クラウド・コンピューティングではユーザーは使用料さえ払えば、独自でコンピュータやソフトウェアを用意する必要がなく大幅な経費節減につながる。

しかし、独禁法上の優越的地位の濫用を考えた場合、クラウド・コンピューティングは従前のオンプレミス型使用に比して、コンピュータおよびソフトウェアともベンダーの管理下に置かれているため、ユーザーに対するベンダーの優越的地位がより一層強まることが考えられる(注 10)。

たとえば、ベンダーとユーザーとの間にトラブルが発生した場合、オンプレミス型であれば、ユーザーの管理下にソフトウェアがあるので、期限付きライセンスキー(注 11)を使用していなければ、たとえベンダーと訴訟になったとしても、ユーザーは実質的に自由にソフトウェアを使い続けることができる。しかし、クラウド・コンピューティングの場合はそうはいかない。コンピュータおよびソフトウェアともベンダーの完全な支配下に置かれ、ベンダーの裁量でその使用を止めることもできる。さらに、ユーザーのデータまでもがベンダーの手中に収められることもある。このように、クラウド・コンピューティングは、圧倒的にベンダーにとって優越的な地位を築くことができ、優越的地位の濫用を誘発する危険度が大きくなると考えられる。

この優越的地位の濫用は、契約の締結方法にも大きく関係する。クラウド・コンピューティングは通信手段としてインターネットを使用し、契約締結もクリックラップ形式で行われることが多い(注 12)。これによって、ますます一方的にベンダーが有利な契約締結になることがある。

このクリックラップ契約の条項の一つに、クラウド・コンピューティングに特徴的なものがある。それは一般にクレジット・サービス(注 13)と呼ばれるもので、ベンダーが保証するハードウェアおよびソフトウェアを含めたシステムの稼働率を下回った場合、使用料の返金のかわりに、ユーザーが使用できなかった時間相当分を、使用期間終了後も無料で使用できるという稼働率に対する一種の保証制度である。一見、ユーザーにとって有利な条件のように見えるが、ユーザーが望む稼働率を達成できないようなシステムを、はたしてユーザーは引き続き使い続けることを望むであろうか。

使用料の値上げも、契約上で何らかの制限を加えていなければベンダーの思う通りの値上げが可能になるであろう。また、ベンダーの都合で、サービスの提供を止めることも可能である。このように、クラウド・コンピューティングは、ベンダーがすべてを手中に収めており、ユーザーにとって自由度がほとんどないシステムの使用形態であるため、ベンダーの優越的地位の濫用問題が起きやすく、また、ユーザーは使用を止められるのを恐れるあまり訴訟すらできない状況に追い込まれる可能性がある(注 14)。

#### 4. 知的財産権と独占禁止法 21 条

前節までは、ソフトウェアベンダーのどのような市場行動が独禁法上の問題として考え

られるかを検討してきたが、本節ではベンダーの有する知的財産権（特に、ソフトウェアの著作権）と独禁法の関係がどのようなものなのかを整理してみたい。

知的財産基本法 2 条は、知的財産を「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創作的活動により生み出されるもの（発明又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号その他事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。」と定義している。また、これら知的財産を、発明者や著作者などの知的財産権の権利者に一定期間専有させ、知的財産を利用する事業活動に対し法的に排他性を与えているのが特許権や著作権をはじめとする知的財産権である(注 15)。

知的財産権制度は、知的財産の権利者に、その知的財産に関する一定の事業活動において排他権を与え、権利者はこの排他権により知的財産を専有することができ、その結果、事業活動に知的財産を独占的に活用することができるものである。このように知的財産権の権利の本質は排他性にあり、知的財産権の権利者に専有させることによりその独占的な使用権を担保していると考えられる。具体的な主な権利としては、①他者を排除して自分だけで知的財産を専有実施することができ、②第三者に権利それ自体を譲渡することができ、③第三者に、使用料（ロイヤルティ）を取ってライセンスを与えることができ、また、④事業資金の確保のために質権を設定でき、さらに、⑤自分で知的財産を実施しながら、第三者にライセンスを与えることもでき、⑥ライセンスを同時に多数の者に与えることもできる、がある(注 16)。

排他性により独占的な利用権が認められた知的財産については、権利者以外の者は、権利者の許諾を得ることなく、当該知的財産を利用することができない。このことは、すなわち、権利者以外の者は、権利者の許諾を得ない限り、当該知的財産を利用して事業活動を行うことにより権利者と競争を行うことができないことを意味している(注 17)。

このように排他性は知的財産権を特徴づけるものであるが、知的財産の活用が、知的財産権者以外の事業者の事業活動を制限し、その自由を著しく奪う事態となったり、不公正な取引方法の様を呈するようなことになれば、独禁法との関係が問題になり得る。つまり、市場における知的財産の活用が、一定の状況と具体的な態様により、権利者以外の事業者の事業活動を制約するような事態や不公正な取引方法となれば、独禁法の趣旨に抵触し、同法との関係が問題となることがあり得ると考えられる。

独占禁止法 1 条は、その目的として「私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正かつ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇用及び国民実所得の水準を高め、以って、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」と規定しており、独禁法が、私的独占を全面的に否定しているのに対し、知的財産権制度は、知的財産の権利者に知的財産権に関する

一定の事業活動に排他権を与えている(注 18)。

このように、知的財産権制度と独禁法による規律とは矛盾する性格を持つもののように見え、相互に相容れない関係のように見える。しかし、両者は対立関係にあると解釈するよりも、広義の競争政策という観点からすれば、同じ法秩序の中で共存し、健全な競争を促進するものと見るべきであるとする考え方もある(注 19)。例えば、特許権制度が新規で進歩性のある発明にのみ短期間(20年)の特許権を与える制度として設計され、また著作権法が作者の死後50年間、その権利の保護を与えているように、知的財産権の制度設計においては、他の事業者における事業活動の自由との適切な均衡が図られるのが通例であり、単純に、知的財産権制度と独禁法の規律が対立関係にあるとみるのは適切ではない(注 20)。その他、有力な学説も、両者を広義の競争政策という共通の枠のなかで議論する考え方をとっている(注 21)。

しかし、競争の促進という同じ目的を持つものであるとしても、その異質性も無視することはできない。知的財産権制度が、投資インセンティブの付与により誘引される競争という「動的な競争」と、独禁法のベースにある、現在あるリソースによる価格と産出量を中心とした競争という「静的な競争」の区別があり、知的財産制度は「動的な競争」を、独禁法は「静的な競争」を促進する機能を持っているといえる。この調整は立法政策の課題であり、ときとして解釈論の課題となりうる(注 22)。

これに関し、知的財産権と独禁法がどのような関係にあるかを明示的に規定した条文が、独禁法 21 条である。同法 21 条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定している。これは、独禁法の適用除外制度の一つとして設けられた規定である。この規定をどう解釈するかは、知的財産権と独禁法との関係を考察する上でも、正確に理解する必要がある。学説は、この適用除外制度の法的性格について、確認説と創設説に大きく分かれている。以下、基本的な学説を概観する。

確認説は、適用除外制度の対象となっている行為は、本来独禁法に違反するものではないのであるが、そのことについて疑義を生じさせることがないように、違反とならないことを確認的に明文化したものが適用除外制度であると解釈する。一方、創設説は、適用除外制度の対象となっている行為は、本来は独禁法に違反するものであるが、公正かつ自由な競争の促進とは別個の政策目的を達成するために独禁法の適用範囲から除外することにより、創設的に違反とはならないものとしたのが適用除外制度であると解する。なお、創設説は、独禁法 2 条 5 項および 6 項の「公共の利益」を「自由競争を基盤とする経済秩序そのもの」を意味するものとする通説的立場に立ち、適用除外制度を、本来独禁法違反となる行為について、その禁止を解除するという効果を創設するものであるとする(注 23)。

さらに、これら両説とは別個の学説として、適用除外制度全体について議論することにつき、確認説又は創設説のいずれかで一律に説明することは無理があり、確認的なものか創設的なものかは個別の制度ごとに検討され決定されなければならないとする個別検討説

も存在する(注 24)。

知的財産の独占的な利用を認めその限りで競争を排除することとなる知的財産権と、独占的行為を排除することにより公正かつ自由な競争を促進することを目的とする独禁法とは、矛盾する側面を持つように見えるが(注 25)、これに関して学説は、矛盾があるとする矛盾存在説と、矛盾はないとする矛盾不存在説に分かれる。独禁法 21 条の法的性格について、矛盾存在説を採れば、知的財産権の行使は独禁法に違反する場合があるが、その場合についても、知的財産権の保護という別個の政策目的を達成するために創設的に違反とはならない(創設説)。矛盾不存在説は、知的財産権の行使は本来独禁法に違反するものではなく、そのことを確認的に明文化したものと解する(確認説)(注 26)。

独禁法定後の歴史を振り返ると、初期の時期においては、創設的適用除外説が有力であった。当時、立法担当者であった橋本龍伍、石井良三は、その著書の中で、知的財産権者は知的財産権を独占的に利用することができるが、これは知的財産法によって法的に容認されたものであるから、独禁法上もそれを違反とはしないとするのが独禁法 21 条(旧 23 条)の趣旨であるとする(注 27)。但し、この見解は、知的財産権の行使という形を採る限り常に独禁法の適用除外となるのではなく、厳格に知的財産法に法的根拠を持つ行為に限って独禁法の適用除外を認めるものである(注 28)。なお、橋本は、この解釈の結果、独占禁止政策上問題が生ずるのであれば、そのような行為を容認する知的財産法の規定の改正を検討すべきとしており、独禁法 21 条による知的財産法の優越を放置するという意図ではなかったと思われる(注 29)。

その後の学説の展開は、独禁法 21 条により適用除外となる行為の範囲を限定的に解釈するという方向に向かう。例えば、知的財産権の行使を「本来的行使」と「非本来的行使」とに分け、「本来的行使」については、独禁法の適用が除外されるが、「非本来的行使」については独禁法が適用されるという見解が有力となり、これがその後の通説を形成する(権利範囲論)(注 30)。もともと、この権利範囲論は、アメリカにおける特許権と反トラスト法の関係が問題となる領域では、反トラスト法の規制が及ばない固有の範囲が存在するという観念(特許の権利範囲論)に起因している(注 31)。

知的財産権の「本来的行使」とは、知的財産法に具体的根拠規定を持つ行為(物権的権利の行使)であり、これには権利者が当該知的財産権を自ら利用する行為の他、他人にその利用を許諾し、譲渡し、質権を設定する等の行為が含まれ、一方、「非本来的行使」とは、このような具体的根拠規定を持つ行為ではなく、知的財産権に係る他人との契約によって相手方に一定の制限を課する行為(債権的権利の行使)である。また、「本来的行使」については、当該行為が権利の濫用に当たる場合には、独禁法が適用され、「非本来的行使」については独禁法が適用される(注 32)。すなわち、独禁法 21 条の「権利の行使と認められる行為」に該当するには、①知的財産権の「本来的行使」であって、かつ②権利の濫用とならないこと、が必要である。

なお、現在、この権利範囲論をベースとしたものが通説となっているが、これに対する



批判として「所有権・知的財産権同視」説と「押し付けられた独占」説がある。「所有権・知的財産権同視」説は、所有権等の一般の財産権との対応上、知的財産権の行使が排他的・独占的であることを理由に独禁法上問題とされないことは当然であって、独禁法 21 条のような適用除外規定は本来不要であるとする(注 33)。一方、「押し付けられた独占」説は、特許発明が特許権者の自家開発に係るものである場合には、その特許発明による市場支配状態は「押し付けられた独占」というべきであり、これを違法視すべきでないところ、独禁法 21 条は以上の当然の事理を確認的に規定したものである(注 34)。

近時の通説的見解は、権利範囲論を再構成したものであり、再構成された権利範囲論と呼ばれる(注 35)。この学説は、公正取引委員会(公取委)のガイドラインにも大きな影響を与えていると思われる。再構成された権利範囲論の要旨は、次のようなものである(注 36)。なお、この見解は確認説を採るものである(注 37)。

- ① 再構成された権利範囲論は、独禁法と知的財産法とは、一般法・特別法の関係に立つという認識から出発する。すなわち、(イ) 知的財産法は競争促進的効果を有しており、独禁法と実質的に基礎を共通にする面があること、(ロ) 知的財産法は他人のアイデア等の不当な模倣ないしただ乗りを防止することを目的とする法律であり、他方、独禁法は不当な模倣それ自体を禁止の対象とはしていないものの、不当な模倣は独禁法の見地から実質的に判断して否定的な評価を受けるべきものであるから、模倣による競争の許容の範囲と限界とが、知的財産法と独禁法との共通の関心事となること、からして、知的財産と製品の市場における公正かつ自由な競争秩序を維持する上で、独禁法は一般法であり、知的財産法は知的財産に係わる特別法であって、相互に補完関係に立っている。
- ② したがって、公正かつ自由な競争秩序の維持を図る上で、知的財産に係わる分野では「特別法」である知的財産法が優先して適用される。独禁法 21 条は、この趣旨を示したものである。
- ③ 知的財産法による権利の行使と認められる行為とは、その行為に従わないことが知的財産権の侵害を構成することになる当該行為のことを意味する。従来の権利範囲論で権利の本来的行為と言ってきたのは、このような行為のことである。このような行為は、独禁法 21 条により同法の適用除外となる。
- ④ 逆に、知的財産権の侵害とならない行為を制限することは知的財産法による権利の行使とは認められず、独禁法の適用除外の対象には入らない。従来の権利範囲論で権利の非本来的行使と言ってきたのは、このような行為のことである。
- ⑤ 実質的に知的財産法が定める知的財産保護制度の趣旨を逸脱してその独占権を行使すること、すなわち、不当な模倣ないしただ乗りという不公正な競争手段を阻止するという趣旨を逸脱して知的財産権の侵害であるとして権利の行使を行うことは、権利の濫用であり正当な権利の行使とは言えず、独禁法上の適用除外の対象から外れることとなる。このように、知的財産法による権利の行使と認められない行為や権利の濫用に該当する行為については、特別法である知的財産法の射程範囲を超えることから一般法である独

禁法の適用領域に入ることになる。

以上のように、再構成された権利範囲論では、知的財産法を特別法、独禁法を一般法としてとらえ、知的財産法による権利の行使とは認められない行為や権利の濫用に該当する行為については、特別法である知的財産法の射程範囲を超えることから、一般法である独禁法の適用領域に入ることになる。本稿では再構成された権利範囲論に基づき、以後検討を試みたい。

## 5. 公正取引委員会のガイドライン

独禁法 21 条の解釈をめぐる学説は、「再構成された権威範囲論」以外にも種々あるが(注 38)、現在ではこれが通説となっており、平成 19 年の公取委のガイドライン「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」は、この学説に依拠していると思われる(注 39)。

同指針は、平成 11 年の「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」(注 40)を全面的に改訂したものであるが、ソフトウェアも対象に加えていることに特徴がある。しかし、同指針は、知的財産権と不正な取引方法の境界については明確に触れておらず、知的財産権の行使が優越的地位の濫用に該当する程度が明確に示されているとは言いがたい。特に、ソフトウェアの取引方法については、明確な例示または基準がない。しかし、同指針は次のように「再構成された権利範囲論」に依拠した一定の指針を与えている(注 41)。

- ① そもそも権利とは認められない行為には独禁法が適用される。
- ② 技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為および利用できる行為を制限する行為は、外形上、権利の行使と見られるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独禁法の規定が適用される。
- ③ 権利の行使と見られる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者が創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るといふ、知的財産権の趣旨を逸脱し、または同制度の目的に反すると認められる場合は、独禁法 21 条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、独禁法が適用される。

このように、同指針は、知的財産権の行使にかかわる行為が独禁法の適用除外になるかどうかは、①それが「権利の行使」と見られる行為か、すなわち外形的または形式的判断、②「権利の行使」と見られる行為であっても、更にそれが「権利の行使と見られる行為」か、すなわち知的財産制度の趣旨または目的に違背するか否かという実質的判断、の 2 段階による判断となることを示唆している(注 42)。

なお、知的財産制度の趣旨または目的は、知的財産基本法 10 条に規定されているように、知的財産の保護および活用に関する施策を推進するに当たっては、その公正な利用および公共の利益の確保に留意するとともに、公正かつ自由な競争の促進が図られるように配慮することを目的としている。

同指針は、「特許やノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」を基礎として

いるため、知的財産権も特許権を想定した記述が見られるが、一方、平成 14 年の「ソフトウェア・ライセンス契約等に関する独占禁止法上の考え方—ソフトウェアと独占禁止法に関する研究中間報告」(注 43)は、ソフトウェア・ライセンス契約における制限条項、すなわち、複製、改変、リバースエンジニアリング、抱き合わせ販売等の禁止についての報告書である。しかし、残念ながら同報告書も 21 条問題について多くは触れられていない。

このように、公取委の指針および報告書が公表されているが、ソフトウェア・ライセンスに関する 21 条問題について具体的かつ明確に例示または明示したものはなく、ガイドラインも特許権を想定したものに偏りすぎているきらいがある。また、事業者に創意工夫を發揮させ技術の活用を図るという知的財産制度の趣旨を逸脱したものが「権利の行使と認められる行為」ではないとすると、創作奨励を通じた文化の発展という著作権法の趣旨または目的との間に齟齬が生じることになる。なぜなら、ソフトウェアはプログラム著作物であり、第一義的に著作権法で規律されているからである。このように、現状では、公取委の対応は、問題を解決するために十分なものとは言えないと思われる(注 44)。

なお、海外にも知的財産権に関するガイドラインは出されているが、ほとんどが特許権に関するもので、ソフトウェアに関するものは少なく、優越的地位の濫用に関する指針は皆無であると言ってもよい。たとえば、1995 年に公表された米国司法省・連邦取引委員会「Antitrust Guidelines for the Licensing of Intellectual Property」(知的財産のライセンシングに関する反トラスト法ガイドライン)(1995 年 AGLIPA)(注 45)では、特許権の行使について許容範囲を拡大している。すなわち、ライセンス契約は、ライセンサーの特許権とライセンサーの生産とを結びつけるから、一般的には競争促進的であるとし、競争を制限する条項が契約に挿入されれば違法となる。この違法性は、「合理の原則 (rule of reason)」(注 46)により判断する。なお、1995 年 AGLIP では、1890 年のシャーマン法制定以来、120 年に亘り、反トラスト法と知的財産権制度は補完的な考え方として取り扱われてきたとし、以下の 3 原則を呈示している。

- ① 反トラスト分析のために、当局は、知的財産権を他の形態の財産権と本質的に同等なもののみならずこと。
- ② 当局は、知的財産権は市場力を作り出すものであるとは前提としないこと
- ③ 当局は、知的財産権のライセンスが企業にとって生産の補完的要素をなすものであり、一般的に競争促進的であることを認識すること。

この 1995 年 AGLIP は、明らかにプロパテント政策の一環であり、シカゴ学派(注 47)の影響が窺えるものである。

また、2007 年には米国司法省・連邦取引委員会が公表した「Antitrust Enforcement and Intellectual Property Rights: Promoting Innovation and Competition」(反トラスト執行と知的財産権：革新と競争の促進のために)(注 48)があるが、もっぱら特許権に関する指針であり、その中には優越的地位の濫用に関する指針はない。

## 6. 優越的地位の濫用適用の限界

ベンダーの市場行動の態様が、独禁法上の優越的地位の濫用に当たるかどうか問題となる。優越的地位の濫用は、独禁法 19 条の不公正な取引方法の行為類型の一つである優越的地位の不当利用として位置づけられる。不公正な取引方法は、それ自身が競争を実質的に制限するには至らないが「公正かつ自由な競争を阻害するおそれ」のある種々の行為を規制することによって市場支配力の形成を未然に防止することを目的とするものであり、私的独占および不当な取引制限(3条)の補完的または予防的色彩の強い規定である(注 49)。

しかし、海外の法制度に目を向けると、優越的地位の濫用の禁止に類似する制度は、アメリカ、EU、イギリス、カナダ、オーストラリアには存在しない(注 50)。優越的地位の濫用の法理は、国際的に普遍的に認められている競争ルールから逸脱しているものである。しかし、ドイツでは、中小企業が取引先を他の事業者に変更する十分かつ合理的な理由が存在しない程度に当該事業者に従属している場合に、客観的に正当な理由なく、取引に際して自己に有利な条件を設定することを禁止し(注 51)、またフランスでは、相手方が相対的に製材的従属状態にある場合において販売拒絶、抱き合わせ、差別的行為などの濫用行為を行うことにより、市場に影響がある場合には制裁金を課す規定がある(注 52)(注 53)。

基本的に、国際ルールとしての競争法は、競争を制限する行為を規制することであり、優越的地位の濫用の禁止や下請法は、競争制限効果を要求せず、直接取引に携わる主体間の地位の格差に基づいた規制である。その意味で、これらのルールは通常の競争のルールとは異質なものである(注 54)。すなわち、優越的地位の濫用の法理は、国際的には独禁法の目的の範囲内というよりも、取引主体の地位の格差を是正する目的のためのものであり、下請法、消費者法、労働法にその趣旨が類似していると考えられる。

このような独禁法の背景から、アメリカの反トラスト法には優越的地位の濫用の法理は窺い知ることはできず、アメリカをはじめとする海外の反トラスト法に関連するガイドラインには、優越的地位の濫用を示唆するものがないことは当然なことだと言える。このような状況においては、いくらわが国のユーザーが外資系ベンダーに独禁法上の優越的地位の濫用に基づく議論・交渉をしようとしても、母国の反トラスト法に存在しない以上、議論に共通の基盤を欠き、その交渉は難航を極めることは間違いない。

ましてや、わが国の独禁法上の優越的地位濫用の審決例では、三越百貨店事件(注 55)、ローソン事件(注 56)、雪印乳業事件(注 57)に代表されるように、垂直的關係にある制限に関する競争法上に規制であり、ベンダーとユーザーとの間のように業者・顧客間の水平的關係に適用されたケースはまれであり、私的自治の原則、取引自由の原則から、そこには何ら制限を加える必要はなく、法と経済学の観点からの検討が主であるという議論となると考えられる。

このように、「再構成された権利範囲論」では、実質的に知的財産法が定める知的財産制度の趣旨を逸脱してその独占権を行使すること、すなわち不当な模倣ないただ乗りという不公正な競争手段を阻止するという趣旨を逸脱して、知的財産権の侵害であるとして権

利の行使を行うことは権利の濫用であり、正当な権利の行使とは言えず独禁法の適用除外の対象から外れるとし、公取委ガイドラインもこの学説に依拠しているが、ソフトウェア・ライセンスに関しては、このガイドラインでは不十分であり、また、外資系ベンダーと独禁法上の優越的地位の濫用の法理を基に交渉することは難しいといえる。また、優越的地位の濫用の法理を交渉の場に持ち出したとしても、ソフトウェア・ライセンスに関し何が濫用なのかを議論するための過去の審決または判例はほとんどなく、これら学説、ガイドラインのみをもって議論しても、その交渉は難航されることが予想される。

## 7. 法と経済学の観点から

市場が一定の規範的状态を達成することはアダム・スミスの時代から指摘されてきたとおりである。市場では、一定の基準からみて社会・経済にとって望ましい状態が創出されるが、これには市場が有効に機能していなければならない。何をもって規範的状态と考え、どのような状況で、どのようにして、それが達成されるのかという問題が、アダム・スミス以来の経済学の重要なテーマであったと言っても過言ではない(注 58)。

優越的地位の濫用の禁止が想定する市場は相対取引の市場だと考えられ、この市場では、同じサイドにある取引業者の間の競争が不十分で、市場に一律の単価が形成されない。そのような市場では直接的に交換に従事する売り手と買い手の間の相対的な交渉力のバランスを通じて、両者の間での取引量と価格が決定される(注 59)。

資源配分の効率性の観点から優越的地位の濫用の禁止に経済学的意義を見出すのは難しい。一般に、相対取引の市場では取引参加者間の間に効率的な取引条件が形成されるというのが重要な理由である。経済全体からみると効率的な資源配分が達成されない場合もあるが、それでも優越的地位の濫用の禁止が経済全体の効率的資源配分の達成のための最も適切なルールだとは考えにくい(注 60)。

たとえば、外資系ソフトウェアベンダーV が、MC のソフトウェアのユーザーである U に、保守料金を 100 から 120 に値上げする要求をしたとする。その差額は 20 (20%増) である。MC であるからユーザーU は保守契約を解約することはできず、ベンダーV の保守サービスが必要不可欠な場合、ユーザーU はベンダーV の要求を受け入れるであろう。その時の経済効果は 20%増となる。この上げ幅が 100 の場合、値上げ率は 100%となる。このような大幅な値上げの場合、ユーザーU の利益を大きく圧迫する可能性があり、ユーザーU はその支払いが不可能となるばかりでなく、最悪の場合、倒産の可能性もある。その場合の経済損失は 100 あるものがゼロとなる可能性があり、両当事者にとっての経済損失は大きい。このように、大幅な値上げは両当事者にとって大きな経済的損失をもたらす可能性があるため、その値上げ幅は当然現実的なところに落ち着くことになる。

ソフトウェア・ライセンスの優越的地位の濫用で問題となるケースは、①そのソフトウェアの代替物がない、②あっても再構築には膨大な時間とコストがかかり現実的ではない、③ソフトウェアが企業にとって必要不可欠なものであり、消滅した場合には企業活動を継

続することができない、④ソフトウェアをベースに多大の投資をしているような場合であり、法と経済学の観点からは解決の範囲外であり、一概に市場原理にゆだねるだけでは乱暴にすぎる。すなわち、人口透析を行っている患者に対して、病院が人口透析器の使用料を値上げするのに似ている。他に人口透析をする病院がなければ、その値上げに応じなければならぬという隷属的地位に置かれることになる。その値上げに正当な理由があり合理性があるのかが問われることになり、将来に向けての値上げ規定のない不完備契約と制度的補完の問題となり、パレート効率的な資源配分(注 61)からこの問題を解決することには限界があると思われる。

## 8. モデル契約書

この問題の解決するための有効かつ適切な方法は現在ないが、「再構成された権利範囲論」を基礎とした独禁法 21 条の改正や、公取委のソフトウェア・ライセンスに関する同法 21 条問題の具体的な指針が必要であろう。しかし、これらには時間がかかることが予想される。よって、さしあたって、現実のビジネスの解決策として、モデル契約書の作成も大いに有効な方法の1つであると思われる。通常、新たな法律問題に直面している情報サービス業界では、過去の判例や規範となる事例が少ないため、情報サービス産業協会 (JISA) (注 62)やソフトウェア情報センター (SOFTIC) (注 63)のような産業団体が作ったモデル契約書をソフトウェアベンダーもユーザーも参考にすることが多いからである。外資系ソフトウェアベンダーの場合であっても、わが国のモデル契約書とあれば、無下に無視することもできないはずである。

本稿で提起した種々の問題は、第一義的には契約締結時における問題であり、対等な立場で契約交渉を進めれば大半は回避できるものが多い。しかしながら、ユーザーにとって交渉が難しい外資系ベンダーに対する情報技術に関する情報量および交渉力の差または経験不足により、十分な理解および合意のもとに契約を締結するのは至難の業である。この場合、ベンダーとの交渉の際に、ベンダーの優越的地位の濫用の回避を想定したモデル契約書があれば、ユーザーは、これを基に自分たちのリスク分析をしながら契約交渉ができるのではないだろうか。

たとえば、ベンダーの優越的地位の濫用を回避するための契約上の考慮点は以下のものが考えられる。

- ① 保守サービスの突然の打ち切りまたは大幅な値上げを回避するための方法
- ② ベンダーの価格体系を明確にするための開示の方法
- ③ バージョンアップをする場合の旧バージョンの取扱いと保守の内容
- ④ システム子会社設立等の第三者使用ライセンスについての事前の取決め
- ⑤ コンピュータの設置場所の変更など、ベンダーの作業を要しない変更の取扱い
- ⑥ 具体的なバックアップやディザスタ・リカバリのための複製の取扱い
- ⑦ リース契約の場合、リース期間満了後の取扱い

⑧ クラウド・コンピューティングの場合、ベンダーにとって不利な条件の洗出し

このほか、ケースごとに個別かつ具体的に優越的地位の濫用を回避できるような契約を締結する必要があるであろう。少なくとも、双方が契約締結を急ぐあまり契約条件を十分に吟味しないようなことは避けなければならない。そのためにも、ベンダーとユーザーの情報量および交渉力の格差を是正し、事前に問題点を浮き彫りにするようなモデル契約書の準備およびその活用が実務的には必要であると思われる(注 64)。

## 9. 結びにかえて

優越的地位の濫用の法理は、国際的な競争法のルールの範囲外であり、わが国固有の法理と見ることができる。しかし、ドイツやフランスにも類似に規制があり、公正な取引方法を維持するためには、何らかの法規制が必要な法分野であると思われる。そのためには、ソフトウェア取引に関する法整備が望まれるところである。

ベンダーの優越的地位の濫用は、それぞれ事案ごとに吟味すべき問題で、ベンダーのすべてにそれが見られるわけではない。しかし、ベンダーの一方向的な保守料金の値上げをはじめとするユーザーにとって極めて不利益となる要求は現実に発生しており、近時、ソフトウェア取引に関する訴訟もいくつか提起されている(注 65)。

契約当事者間の情報量と交渉力の格差はソフトウェア取引に限ったものではない。消費者問題でも見られ、それを是正するものとして消費者契約法をはじめとする一連の消費者保護立法がある。また、元請と下請との格差も下請法などの法律により法的な是正措置がとられている。

高度に発達した情報化社会において、情報技術を専門とするベンダーとユーザーの間には明らかに情報技術に関する情報量および交渉力の格差が見られ、ユーザーが大企業であっても情報技術を業としていない企業では、なおさらその格差は大きいと考えられる。また、ユーザーの法務部門に情報技術関連契約に精通している要員がない場合には、特殊な情報関連の契約書を十分に吟味しリスクマネジメントを行うことは容易なことではない。

このような状況から、ソフトウェア取引に関してもベンダーとユーザーの情報量および交渉力の格差を是正する法律が望まれるところではあるが、残念ながらそのような法律は今のところ存在しない。唯一、「再構成された権利範囲論」に依拠する公取委のガイドラインがあるが、具体的なソフトウェア取引に関する明示的な指針は出されていない。

高度情報化社会において、ソフトウェアに関する取引は益々増大した重要となる。ソフトウェアの健全な取引を維持するためには、ベンダー・ユーザー双方がソフトウェア取引で起こりやすい優越的地位の濫用を認識し、これを回避する努力が必要であろう。そのためにも、なんらかの法的措置や公取委の具体的なガイドラインが待たれるところではあるが、それがない現時点では、ソフトウェア取引における情報量および交渉力の格差を是正するために、交渉の指針および参考となるモデル契約書を作成しそれを活用することが必要ではないであろうか。近時のソフトウェア取引の状況を鑑みるに、ベンダーとユー

ザーの対等な関係を保ちつつ健全な契約交渉をするためには、モデル契約書の用意が喫緊の課題であると思われる。

なお、紙幅の関係から、具体的なモデル契約書の内容については、別の機会を待ちたい。

## (脚注)

---

- (注 1) データベースを管理するソフトウェア
- (注 2) 障害が起きるとユーザーに多大な損害をもたらすようなソフトウェア
- (注 3) 高田寛「ソフトウェアの保守サービスにおける独禁法上の優越的地位の濫用と知的財産権の関係」*Business Law Journal* No.45 (12月号) (2011年) 62頁
- (注 4) 高田・前掲 62頁
- (注 5) ユーザーのシステムにインストールされたソフトウェアの使用形態
- (注 6) 高田・前掲注(3) 63頁
- (注 7) コンピュータ・システムにソフトウェアを導入し、使用可能な状態にする作業・工程のこと
- (注 8) 高田・前掲注(3) 63頁
- (注 9) ソフトウェアの誤りを修正すること
- (注 10) 高田・前掲注(3) 63頁
- (注 11) ライセンスキーに有効期限を設定することにより、ソフトウェアの使用期間を限定する方法
- (注 12) ネット上で契約条件を表示し、ユーザーが合意ボタンをクリックして締結する契約形態
- (注 13) ベンダーによって用語が異なり、エクステンション・サービス、使用延長サービスと呼ぶこともある。
- (注 14) 高田・前掲注(3) 63頁
- (注 15) 金井貴嗣＝川濱昇＝泉水文雄編『独占禁止法 [第2版補正版]』(弘文堂、2008年) [稗貫俊文執筆] 336頁
- (注 16) 金井＝川濱＝泉水・前掲注(15) 336頁
- (注 17) 岩本章吾『知的財産権と独占禁止法－独禁法解釈論の再検討序説』(晃洋書房、2008年) 1頁
- (注 18) 金井＝川濱＝泉水・前掲注(15) 337頁
- (注 19) 田村善之『不正競争法概説 [第2版]』(有斐閣、2003年) 111頁
- (注 20) 金井＝川濱＝泉水・前掲注(15) 336頁
- (注 21) 根岸哲『『競争法』としての民法、知的財産法、独占禁止法』曹時 56巻1号1頁；田村・前掲注(19) 111～222頁
- (注 22) 金井＝川濱＝泉水・前掲注(15) (注3) 337頁
- (注 23) 金沢良雄『独占禁止法の構造と運用』(有斐閣、1979年) 192頁



- (注 24) 岩本・前掲注(17) 5～6 頁
- (注 25) 岩本・前掲注(17) 1 頁
- (注 26) 岩本・前掲注(17) 10 頁
- (注 27) 橋本龍伍『独占禁止法と我が国民経済』（日本経済新聞社、1947 年）42 頁；石井良三『独占禁止法』（海口書店、1947 年）270 頁
- (注 28) 岩本・前掲注(17) 24 頁
- (注 29) 岩本・前掲注(17) 25 頁
- (注 30) 岩本・前掲注(17) 25 頁
- (注 31) 岩本・前掲注(17) (注 8) 40 頁；稗貫俊文『知的財産権と独占禁止法』（有斐閣、1994 年）（はしがき）i 頁
- (注 32) 岩本・前掲注(17) 25～26 頁
- (注 33) 岩本・前掲注(17) 26～27 頁；正田彬『経済法講義』（日本評論社、1999 年）249 頁；正田彬「知的財産権と独占禁止法」経済法学会年報 10 号（1989 年）1 頁。
- (注 34) 岩本・前掲注(17) 27 頁；紋谷暢男＝満田重昭＝渋谷達紀『新技術開発と法』（三省堂、1993 年）59 頁；「押し付けられた独占」とは、United States v. Aluminum Co. of America et al., 148 F.2d. 416 (2<sup>nd</sup>. Cir. 1945)の判旨であるとする。
- (注 35) 根岸哲「知的財産権と独占禁止法」経済法学会 10 号（1989 年）21 頁；根岸哲＝舟田正之『独占禁止法概説[第 3 版]』（有斐閣、2006 年）398 頁；根岸・前掲注(12) 9 頁
- (注 36) 岩本・前掲注(17) 29～31 頁
- (注 37) 根岸哲「知的財産権と独占禁止法—独占禁止法二三条論」経済法学会 10 号（1989 年）191 頁；茶園成樹「知的財産権と独禁法（1）—工業所有権と独禁法」経済法講座第 2 巻「独禁法の理論と展開[1]」（2002 年）173 頁
- (注 38) 公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/>）（平成 25 年 2 月 11 日アクセス）
- (注 39) 公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/07.september/07092803.html>）（平成 25 年 2 月 11 日アクセス）；岩本・前掲注(17) 34～35 頁
- (注 40) 平成 11 年度公正取引委員会年次報告（<http://www.jftc.go.jp/info/nenpou/h11/11top00001.html>）（平成 25 年 2 月 11 日アクセス）
- (注 41) 高田寛「ソフトウェアライセンスにおける著作権法と独占禁止法 21 条との関係について—販売代理店契約解約による地位移転契約を例に—」国土館法学第 41 号（2008 年）43 頁
- (注 42) 高田・前掲 44 頁；岩本・前掲注(17) 37 頁
- (注 43) <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/02.march/020320.pdf>（平成 25 年 2 月 11 日アクセス）
- (注 44) 高田・前掲注(41) 66 頁
- (注 45) <http://www.justice.gov/atr/public/guidelines/0558.htm>（平成 25 年 2 月 11 日アクセス）
- (注 46) 「合理の原則（rule of reason）」とは、①ライセンサーが市場でパワーを有する。②市場の競争で悪影響を生じる。③行為の利益が競争への悪影響を上回らない、の 3 原則をいう。

(注 47) シカゴ学派とは、原理的な市場原理主義を信奉する経済学の一学派

(注 48)

<http://www.ftc.gov/reports/innovation/P040101PromotingInnovationandCompetitionrpt0704.pdf> (平成 25 年 2 月 11 日アクセス)

(注 49) 高田・前掲注(41)64 頁

(注 50) 矢野誠一『法と経済学』(東京大学出版会、2007 年) 35 頁

(注 51) ドイツ競争制限禁止法第 20 条 2 項

(注 52) フランス商法 L.420-2 条

(注 53) 矢野誠一『法と経済学』(東京大学出版会、2007 年) 35 頁

(注 54) 矢野・前掲 34 頁

(注 55) 公取委昭和 57 年 6 月 17 日同意審決

(注 56) 公取委平成 10 年 7 月 30 日勧告審決

(注 57) 公取委昭和 52 年 11 月 28 日審判審決

(注 58) 矢野・前掲注(53) 6 頁

(注 59) 矢野・前掲注(53) 45 頁

(注 60) 矢野・前掲注(53) 45 頁

(注 61) ある集団が、1 つの社会状態を選択するとき、集団内の誰かの満足度を犠牲にしなければ他の誰かの効用を高めることができない状態をパレート効率的であるといい、それに基づいた資源配分をいう。

(注 62) JSA ホームページ (<http://www.jisa.or.jp/>) (平成 25 年 2 月 11 日アクセス)

(注 63) SOFTIC ホームページ (<http://www.softic.or.jp/>) (平成 25 年 2 月 11 日アクセス)

(注 64) 高田・前掲注(41) 67 頁

(注 65) 高田・前掲注(41) 67~68 頁